



生駒市長が育児休暇を取得します

生駒市長が、第4子誕生に伴って育児休暇を取得します。詳細は以下のとおりです。

■育児休暇の概要

まとまった期間の完全な休暇ではなく、以下のような働き方を実践します。

- ・原則、定時退庁
- ・夜間、土曜・日曜日の仕事の抑制
- ・公務に極力支障のない形での平日の休暇（1日休、半休、時間休の組み合わせ）の取得

■ワークライフコミュニティが融合したまちづくりと職場づくり

本市は、ただ”寝に帰るだけ”の「ベッドタウン」を脱却し、ワーク（仕事）とライフ（家庭）に加えて、コミュニティ（地域社会）と調和・融合した多様性のある「DiverCity」を目指しています。

組織においても、ワークライフコミュニティの融合を広く推進し、男女問わず多様な働き方・生き方を認め合い、支え合えるよう、以下の取組を進めてきました。

- ・奈良県内初の産官学連携によるイクボス宣言
（イクボス宣言を行った自治体を対象にした平成29年の民間調査では、イクボス充実度4位）
- ・ノー残業デーの徹底や残業時間の目標達成状況を人事評価に反映するなど残業削減に向けた取組
（平成23年度 82,539時間→令和元年度 66,431時間、19.5%削減 ※災害・選挙対応除く）
- ・副業基準の策定による職員の副業促進
- ・全国初となるテレワークや兼業も可能なプロフェッショナル人材の採用
- ・子ども参観日の実施
- ・男性職員の育児参加休暇取得率（配偶者出産休暇^{※1}、父親の育児参加休暇^{※2}）100%達成

※1 配偶者出産休暇…出産で入院する日から産後2週間を経過する日までの3日間、有給

※2 父親の育児参加休暇…妻の産前産後期間中、小学校就学前の子を養育するための休暇5日間、有給

■多様な働き方・生き方が可能な働きやすい職場環境を目指して

本市はこのような取組で成果をあげていますが、育児休業^{※3}取得率は令和元年度で5%（対象20名の内1名取得）、平成30年度で7.7%（対象13名の内1名取得）という状況です。市長自らが率先して育児休暇を取得することで働きやすい職場づくりを後押しする他、テレワークの運用拡大、柔軟な勤務形態の推進、地域に飛び出す職員の更なる支援など、多様な働き方・生き方が可能な働きやすい職場環境を目指して制度の改善や改革を含めて検討していきます。

※3 育児休業…3歳未満の子を養育するための休業、無給

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市長の育児休暇取得について 生駒市秘書課（次長 小林） ☎0743-74-1111(内線240)

働きやすい職場づくりについて 生駒市人事課（課長 鎌田） ☎0743-74-1111(内線241)